

Q10 . 取引先の株式が買集められ、取引先は株主の安定化を図りたい意向があるのですが、自社では買えないので当社にその買集められた株式を持ってもらえないかとの打診が来ました。当社としてはこの取引先との関係強化を考えていたこともあり、基本的にリーズナブルな価格であればこれを承諾しようと考えております。法務や税務、そして会計上、どのような点に注意すべきでしょうか。

A10 . 買集め者が大量の株券等を取得し、発行会社に買取り要求をしたところ、発行会社自身は商法により自己株式の取得が禁止されているので、他の友好的な第三者に肩代わりを依頼し、第三者である御社との合意が得られそうだというケースが本ケースといえそうです。

米国では、株式を買集め、発行会社等に引き取らせようとする者をグリーン・メイラーと呼び、一方発行会社に代わり、発行会社側の立場に立って株式を買取るうとする者等をホワイト・ナイトと呼んでいます。

この売買が、買集め者側から見て短期大量譲渡となる場合には、譲渡した買集め者は、その相手方と価格に関する報告書を提出し、ディスクロズがなされることとなりますが、高い買取価格によってこれがなされたことが公になると、買い取った会社側でも何故そんな高い価格で買い取ったのかなどと買取った会社自身の株主等から非難される可能性があります。

つまり商法上は、取締役は会社の財産的基礎を危うくさせたということで株主による代表訴訟が提起される危険がありますので注意が肝要です。

ところで、株式の譲受を承諾した御社側は、この株式売買が行われた結果御社の本件取引先の発行する株券等の所有割合が発行済株式総数の3分の1を超える場合には、その取得方法は公開買付けによらなければならない点に注意しなければなりません。

また税法上、発行会社の発行済株式総数の25%以上を取得した場合、時価を超えて支払った全額は企業支配の対価とされ、譲受価額の全額が取得原価を構成することとなります(このような株式を法人税法では「企業支配株式」と呼んでします)。これは、この報告制度がなかった頃、つまり短期大量譲渡の取引相手と価格の開示がなされない頃のことですが、一般に購入した価格が時価を上回る場合のその時価との差額を寄付金等として処理し、その損金算入を自己否認する処理がなされてきたようなのです。

Defense Information

この制度導入後は、こうした不透明な取引による不透明な会計処理はもうできなくなりました。

その結果、仮に買取った御社が有価証券の評価方法として低価法を採用していたとしても、企業支配の対価部分を低価法により評価替えすることも認められません。つまり株価が下がっても、その評価損は原則として損金算入が認められないということです。

しかも、連結財務諸表上では、投資と持分の相殺の過程において持分を上回る投資部分については連結調整勘定又は持分法による投資差額勘定として、その後長期にわたって連結財務諸表上、償却しなければならないこととなります。この償却額は結果として連結ベースでの 1 株当たり利益金を圧迫することとなりますので、この点も考慮しておいた方が良いでしょう。